HAMADA CSR NEWS vol.13

排出事業者の責任について　その⑥
～マニフェストの記入方法～

マニフェスト、どこに何を書けば良いの？

今回はマニフェストの記入方法について説明いたします。マニフェストは直行用と積替（区間委託）用の大きく2種類がありますが、今回は直行用のマニフェストを用いて記入方法について説明していますので、現在の運用方法と見比べて頂ければと思います。

マニフェストの交付時の記入例

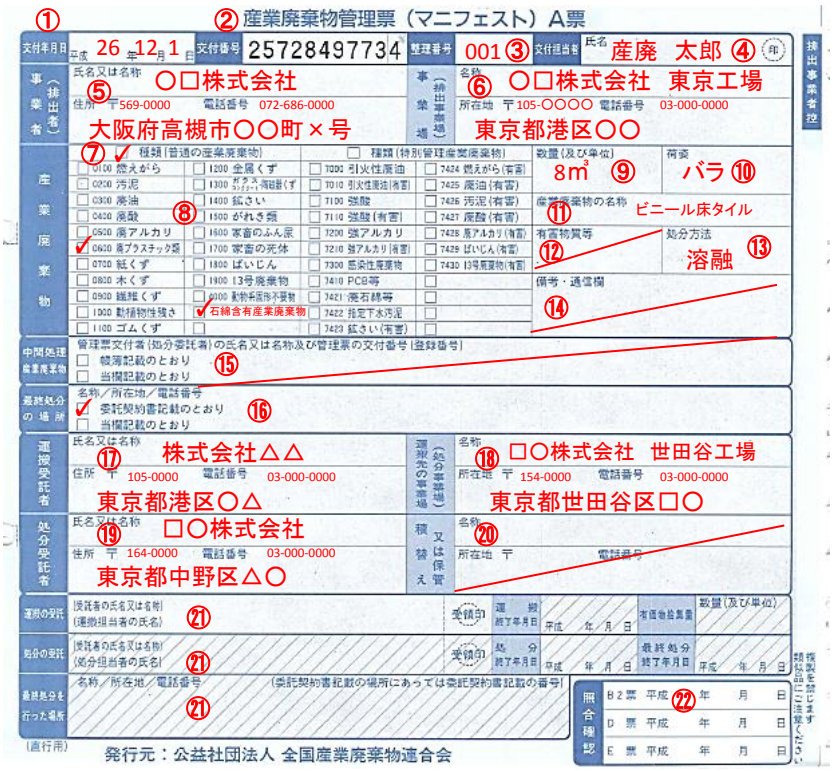

Caution!

誤った内容を記入してしまい、虚偽記載と見なされてしまった場合、
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に科せられる可能性があります。

マニフェストの記入内容

★印：法律で定められた記載項目です。
☆印：記載義務はありませんが、適正処理の観点から記載が望ましい項目です。

①★	処理業者にマニフェストを交付した日を記入
②★	交付番号を記入 ※全国産業廃棄物処理連合会が発行するマニフェストには印刷されているため、新たに記載する必要はありません
③	社内管理のために必要に応じて任意の番号を記入
④★	実際にマニフェストを交付した従業員氏名を記入
⑤★	排出事業者の本社（契約元）について記入
⑥★	実際に産業廃棄物を排出した現場について記入
⑦★	いずれか該当する方にチェック
⑧★	該当する産業廃棄物の種類にチェック ※石綿含有産業廃棄物の場合は、空欄に「石綿含有産業廃棄物」と記入
⑨★	kg、m³等の単位を用いて数量を記入
⑩★	バラ、ドラム缶等具体的な荷姿を記入
⑪☆	廃蛍光管、廃タイヤ等の具体的な名称を記入
⑫☆	水銀、カドミウム等有害物質を含む場合にその名称を記入。無ければ「無し」と記入するか斜線を引く
⑬☆	「圧縮」、「破砕」等の処分方法を記入
⑭	揮発性あり、手袋着用等取扱い上の注意事項を記入
⑮	中間処理業者が2次マニフェストとして使用時に記入するので排出事業者は記入不要
⑯★	最終処分（埋立・海洋投入・再生）する事業場について記入するが、「委託契約書記載のとおり」にチェックを入れることが一般的
⑰★	運搬業者について記入。 自社運搬の場合は「自社運搬」と記入
⑱★	実際の運搬先である処分事業場について記入
⑲★	処分業者の本社について記入
⑳★	積替え保管を行う場合は実際に積替え保管を行う場所について記入。積替え保管を行わない場合は斜線を引く
㉑	処理業者が記入するので排出事業者は記入不要
㉒☆	各票の送付を受けた日付を記入

【質問コーナー】建設廃棄物ってなに？＜中編＞

Q マニフェストには建設廃棄物用のものがありますが、そもそも建設廃棄物の定義とはどのようなものですか。

A 前回のQ&Aで廃棄物処理法上の定義と「建設工事」、「工作物」について解説いたしました。今回は「建築物その他工作物」について解説いたします。
まず「建築物」とは、「建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当するものについては、建築物として取り扱う。（国土交通省質疑応答集）」とされています。
【建築基準法第2条第1号】土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）～（略）～をいい、建築設備を含むものとする。）
次に「その他工作物」について自治体に確認したところ、「土地に定着するもので建築物以外のものを指す」とし、具体的には、「建築基準法及び同法施行令に掲げられている工作物」及び「土木工作物一般」を指すという回答を得ました。
「建築物その他工作物」とは「土地に定着する」がキーワードのようです。
次回は前編・中編を踏まえ、建設廃棄物の定義についてまとめていきます。お楽しみに！

NEXT　次回は、「マニフェストの回付・交付者の義務」について解説致します

※本記事の内容は弊社独自の見解を含んでいます。実務に関しては管轄の自治体にご確認ください。

発行：株式会社浜田
CSR担当　今井
TEL：072-686-3500